

B 1 — 4 3

5 年 保 存 (常)
(令和12年12月31日まで)

F N . B 1 — 7 — 0

鹿 生 企 第 8 6 号

鹿 総 第 1 1 6 号

鹿 人 少 第 4 1 号

鹿 地 第 6 3 号

鹿 捜 一 第 5 7 号

令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	子供・女性の安全関係	Tel	
----	------------	-----	--

情報提供システム「県警あんしんメール」の運用について（通達）

「県警あんしんメール」は、「情報提供システム「県警あんしんメール」の運用について（通達）」（令和6年2月29日付け鹿生企第64号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、県民の安全を確保するための方策として、学校、地域住民、ボランティア団体、自治体関係者等に広く、タイムリーに情報提供し、共有しているところであるが、このたび、下記のとおり、発信対象情報ごとの発信要件を明確にするなどの改正をしたことから、本システムの運用に誤りのないよう努められたい。

なお、この通達は令和7年3月22日から施行し、旧通達は令和7年3月21日限り廃止する。

記

1 目的

犯罪情報や行方不明事案情報等をリアルタイムに発信することにより、県民の防犯意識の高揚と地域における自主防犯組織等のパトロール活動等の促進を図るとともに、行方不明者発見活動に対する県民の協力を確保し、もって、県民の安全確保と犯罪抑止を図るものである。

2 情報提供システム「県警あんしんメール」の概要

本システムは、「県警あんしんメール」による情報提供を希望し、あらかじめ会員登録をした者（以下「会員」という。）に対して、3に掲げる事案が発生した際に携帯電話

話等へのメール送信により、一定の情報を提供するものである（別表1「県警あんしんメール発信までの流れ」参照）。

3 発信対象情報及び発信要件

(1) 発信対象情報

ア 発生情報

イ 防犯情報

ウ 検挙・解決情報

発信対象情報はア、イ、ウのとおりであるが、詳細は別表2のとおりとする。

(2) 発信要件

発信要件は、別表2のとおりとし、発信対象情報ごとに定める発信要件を全て満たす場合に発信するものとする。

4 発信対象情報の報告

(1) 別表2のA（脅威事犯に関する情報）について

警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システムによる脅威事犯情報管理業務に登録の上、執務時間中は速やかに生活安全企画課子供・女性の安全対策係（以下「本部子供・女性係」という。）へ電話で、執務時間外は同係へメールで報告すること。

(2) 別表2のB（子供の被害に係る特異事案情報）及びC（凶悪犯罪等逃走事案発生に伴う注意喚起情報）について

報告様式は問わず、発信対象情報を把握後、直ちに、執務時間内は本部子供・女性係へ報告し、執務時間外は警察本部総合当直へ報告すること。

(3) 別表2のD（注意喚起を要するうそ電話詐欺等情報）について

報告様式は問わず、発信対象情報を把握後、速やかに本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係へ報告すること。

なお、執務時間外に緊急性が認められる別表2のDに係る情報を把握した場合は、警察本部総合当直へ報告すること。

(4) 別表2のE（高齢者等の行方不明事案情報）について

報告様式は問わず、把握後速やかに本部人身安全・少年課担当係へ報告すること。

5 発信時の留意事項

(1) 個人のプライバシー、警察活動への配慮等

発信対象情報は個人のプライバシーや捜査上の秘密に関わる事項が多いことから、警察活動に与える影響を勘案するとともに、被害者をはじめとする事件関係者（以下「被害者等」という。）のプライバシーに配慮し、個別の事件等について被害者等が特定又は推認されることがないように十分配慮すること。

また、行為者が特定されているものの検挙又は指導警告に至っていない場合の発信は、関係者のプライバシーや警察活動に与える影響について、捜査部門と協議した上

で、適切に判断すること。

なお、情報発信の必要性、可否等に疑義がある場合、生活安全企画課長は、本部関係所属長、警察署長と協議すること。

(2) 発生場所に関する具体的な情報の提供

ア 発生場所の粒度

発生場所は、地域住民等にとって、危険箇所の把握、効果的な見守り活動及び自主防犯行動への反映など、防犯力の向上に資する重要な情報であることから、原則として、「番地」（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区符号又は同条第2号の道路方式の場合は、街区符号に相当する住居表示をいう。以下同じ。）までの粒度での情報を提供すること。

イ 発生場所の属性

発生場所の属性（道路上、駐車場、施設内等）も、アと同様に防犯力の向上に資する重要な情報であることから、発生場所の固有名称（建物、店舗、事業所、公園等の名称）の表記は行わないことに留意しつつ、情報を提供すること。

ウ 配意事項

ア、イの検討においては、個別の事案について被害者や関係者が特定又は推認されるおそれがある場合は、発生場所の粒度を広げるなど発信内容に配意すること。

(3) 受け手の自主防犯行動に資する情報の提供

情報提供により、受け手の防犯行動が促進され、犯罪被害の防止につながる事が重要であることから、犯罪情報等の内容と併せて、受け手が実際に防犯行動をとることを容易にするための対策のポイントについても提供するように努めること。

(4) 検挙、指導・警告措置等に関する情報の提供

発信した情報について、行為者を特定し、検挙、指導・警告措置等を講じた場合には、当該事案が地域住民等に与えている不安感等に配意し、適切に情報発信を行うこと。

6 運用上の留意事項

(1) メール発信操作担当者の指定

生活安全企画課長は、情報提供を行う場合のセキュリティ対策に万全を期すため、生活安全企画課員の中から、本システムの情報発信操作を担当する者を指定し、本システムのIDパスワード等の管理に努めること。

(2) 保護者等の承諾等

別表2のA（脅威事犯に関する情報）は、被害者等が懸念する個人特定等を払拭するため、過去の発信事例を提示するなどして、プライバシーに配慮した発信を行っていることへの理解を求め、被害者等が少年の場合は少年の保護者等、成人の場合は本人からメール発信の承諾意思を確認すること。

なお、警察活動への支障等により、発信しない場合があることについても説明する

こと。

また、別表２のＥ（高齢者等の行方不明事案情報）は、行方不明者届をした者がメール発信を希望する場合は、「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について（通達）」（令和６年１２月５日付け鹿人少第３５３号ほか）に規定する「公表要請書」の「公表の方法」欄で「県警あんしんメール」をチェックすること。

さらに、別表２のＢ（子供の被害に係る特異事案情報）及び別表２のＣ（凶悪犯罪等逃走事案発生に伴う注意喚起情報）は、保護者の承諾は必要とせず、別表２の要件を全て充足する場合に発信可能であることに留意すること。

(3) タイムリーな発信

別表２のＡ（脅威事犯に関する情報）、Ｄ（注意喚起を要するうそ電話詐欺等情報）及び防犯情報については、原則として発生から３日以内の情報を発信するものとし、認知時点で発生から４日以上経過しており届出人等が発信を強く希望する場合は、発信を約束するものではないことを説明の上、その旨本部子供・女性係へ報告すること。

(4) 警察職員への教養

本システムの目的を警察職員に教養し、各発信対象情報に係る報告漏れを防止すること。

(5) 広報活動の強化

会員を広く募集するため、防犯講話、各種会議、市町村広報紙、ミニ広報紙（交番速報）等あらゆる警察活動媒体を通じて広報活動を行うこと。

特に、児童・生徒の保護者、教職員、自治体、町内会、防犯ボランティア等に対しては、積極的に広報活動を実施すること。

(6) 警察職員への会員登録促進

本システムにより情報提供を受けた地域住民等からの問合せなどに対し、警察職員として適切な対応を図ることが警察の信頼確保にもつながることから、所属長においては警察職員の会員登録を促進すること。

(7) ドメイン指定による迷惑メールの排除

本システムによるメールの受信について、登録する携帯電話等がインターネットからのメール受信拒否を解除すれば、いわゆる「迷惑メール」をも受信することとなることから、広報を実施する際、「123123.tv」のドメイン指定受信設定をするよう教示すること。

県警あんしんメール発信までの流れ

発 信 対 象 情 報

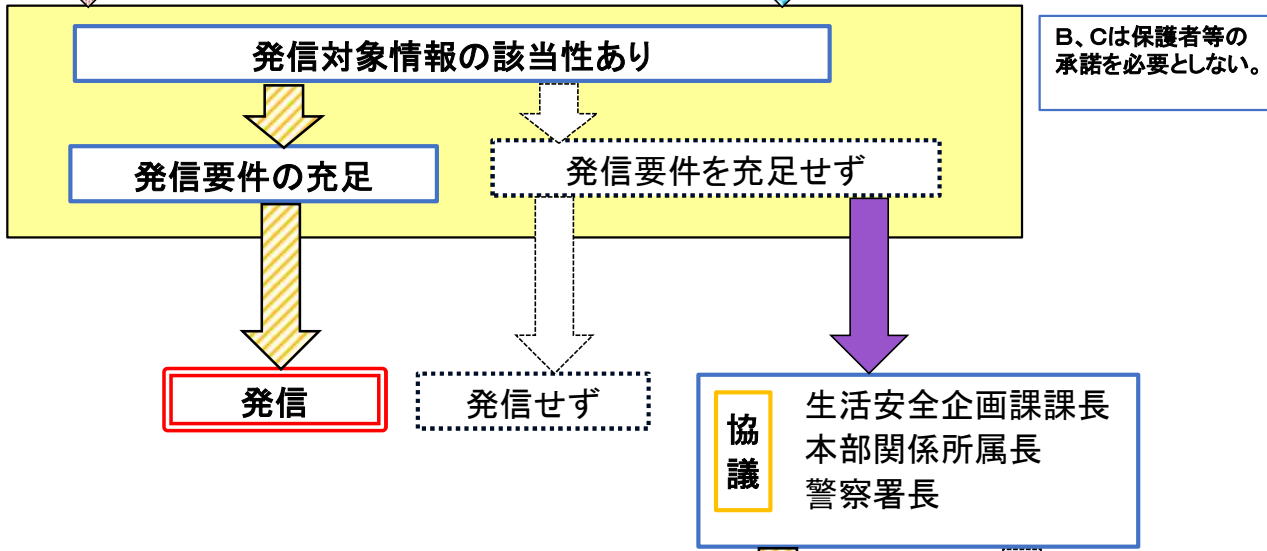
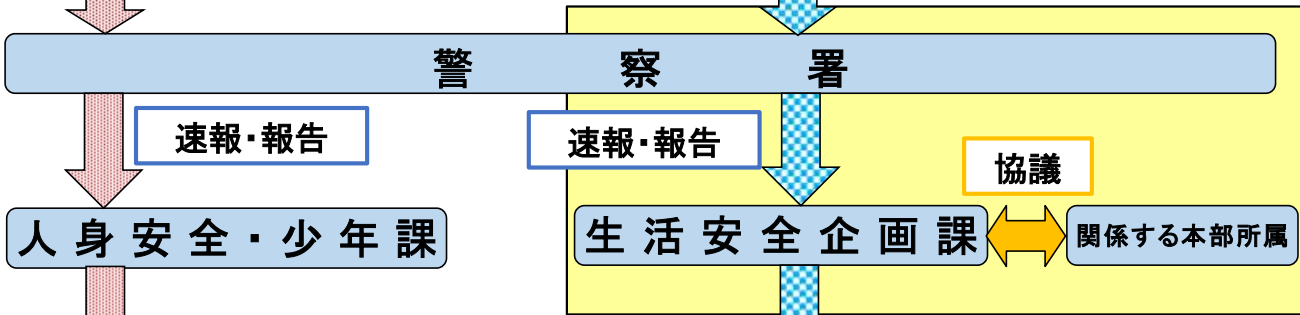
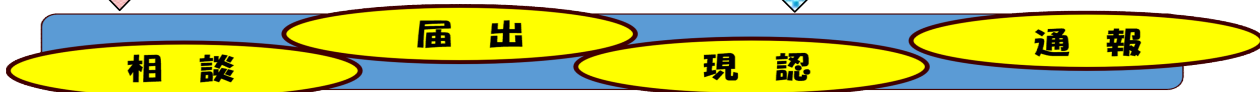
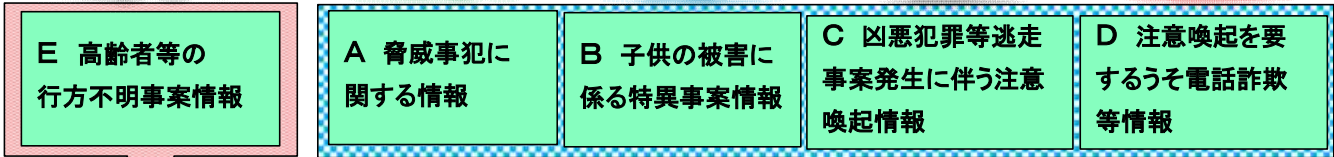
行方不明

脅威事犯

子供被害

凶悪犯罪

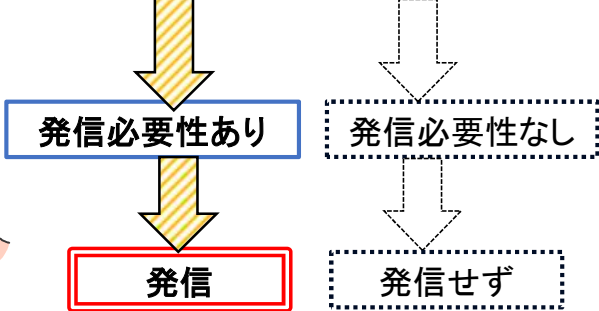
うそ電話詐欺



会員登録者は、受信するメールについて、

- ・ 情報エリア
（市町等）
- ・ 希望する情報
（声掛け事案等、情報の
種別）

を自由に選択できる。



別表2(3関係)

県警あんしんメール発信対象情報及び発信要件

1 発生情報

発信対象情報		発信要件(全て充足すること。)
A. 脅威事犯に関する情報	子供や女性を対象とする性犯罪等(子供の生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪)の前兆とみられる声掛け・つきまとい等の「脅威事犯」に関する情報	1 犯人が検挙(指導警告)されていない。 2 捜査に大きな支障がない。 3 被害者(保護者)から県警あんしんメール発信について承諾を得ている。 4 被害の拡大が予測されるなど、県民に注意喚起を要する。
B. 子供の被害に係る特異事案情報	子供の生命又は身体を害する犯罪等で、その手口や態様から被害が拡大(連続発生)するおそれがある事案(児童虐待事案及び福祉犯事件を除く。)に関する情報	1 犯人が検挙(指導警告)されていない。 2 捜査に大きな支障がない。 3 被害の拡大が予測されるなど、県民に注意喚起を要する。
C. 凶悪犯罪等逃走事案発生に伴う注意喚起情報	被疑者が凶器を持ったまま逃走するなど、連続して被害が発生するおそれのある事案、被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民等の生命、身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる「凶悪犯等逃走事案」に関する情報	
D. 注意喚起を要するうそ電話詐欺等情報	注意喚起を要するうそ電話詐欺等の発生及び被害防止に関する情報	1 犯人が検挙されていない。 2 捜査に大きな支障がない。 3 被害の拡大が予測されるなど、県民に注意喚起を要する。 4 個別の被害情報については被害者から承諾を得ている。
E. 高齢者等の行方不明事案情報	高齢者等の行方不明事案に関する情報	1 行方不明者が未だ発見されていない。 2 届出人からの要望がある (「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式について(通達)」(令和6年4月8日付け鹿人少第92号ほか)に規定する「公表要請書」の「公表の方法」欄で「県警あんしんメール」欄のチェックがなされている。)。

2 防犯情報

発信対象情報	発信要件
地域住民や地域における自主防犯組織等に有益と認められる情報(連続発生や、そのおそれのある窃盗等)	1 犯人が検挙(指導警告)されていない。 2 捜査に大きな支障がない。 3 被害の拡大が予測されるなど、県民に注意喚起を要する。 4 生活安全企画課長が特に必要と認める情報である。

3 検挙・解決情報

発信対象情報	発信要件
1の発生情報及び2の防犯情報のうち、報道発表しない任意事件に係る検挙・解決情報	1 事件発生時にメール発信している。 2 捜査に大きな支障がない。 3 被害者(保護者)の同意を得ている、犯人が親族でないなど、発信に支障がない。